

最高裁秘書第3367号

令和7年10月20日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年10月10日に答申（令和7年度（最情）答申第42号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第68号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和7年3月19日（令和6年度（最情）諮詢第68号）

答申日：令和7年10月10日（令和7年度（最情）答申第42号）

件名：最高裁判所の「各種通信もの」の不開示判断（不特定）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

最高裁の各種通信ものの最新版（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、開示を求める司法行政文書を特定することができないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和7年2月10日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

「掲載担当職員用（中略）掲載マニュアル」（令和5年12月1日付の最高裁判所事務総局総務局第一課企画調整係・デジタル推進室（総務・企画G）の文書）には、特段の説明なく「各種通信もの」という単語が記載されていることからすれば、本件開示申出文書の特定に不備はないといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所は、単に「各種通信もの」とする記載だけでは、開示を求める司法行政文書を特定することができなかつたことから、苦情申出人に対し、令和7年1月27日付け「開示の申出に係る補正について（依頼）」と題する文書（以下「本件補正依頼書」という。）により、「開示を求める「通信もの」の名称やあなたが想定している「通信もの」とはどのようなものをいうのかを具

体的に記載してください。」等と付記し、開示を求める司法行政文書を特定するように求めた。これに対し、苦情申出人から、別途最高裁判所が作成した「掲載担当職員用（中略）掲載マニュアル」（以下「本件マニュアル」という。）（補正書別紙2）を引用し、本件マニュアル記載の「各種通信もの」を念頭に置いたものである旨の補正書（以下「本件補正書」という。）の提出があったが、本件マニュアルの「各種通信もの」という記載は、規則、規程、通達、通知、事務連絡といった形式によらず、比較的軽易な形式や体裁で下級裁判所に対して送付された多種多様な文書を広く含むものであり、特定の形式や内容と結びつくものではないことから、補正書の内容によつても、なお開示を求める司法行政文書を特定するには至らなかつた。

2 これに対し、苦情申出人は、本件マニュアルには、特段の説明なく「各種通信もの」という単語が記載されていることからすれば、本件開示申出文書の特定に不備はないと主張する。

この点、本件マニュアルの記載は、「規則、規程、通達、通知、事務連絡等の区分にかかわらず、各種通信ものなども含め、体裁にかかわらず以下の例外事由に該当しない限りは掲載してください。」（以下「本件記載」という。）というもので、「規則、規程、通達、通知、事務連絡」という形式に該当しない文書であつても、例外事由に該当しない限り掲載するということに主眼があり、「各種通信もの」がいかなるものを意味するか、どの文書がこれに該当するのかは、本件記載の主眼ではなく、実際にも特定の文書が想定されているものではない。「各種通信もの」に当たり得る文書に多種多様なものがあることは上記のとおりであり、文書の形式や内容等を特定することなくされた補正によつては、文書の特定に至らなかつたものである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行つた。

① 令和7年3月19日 諮問の受理

- | | |
|-----------|---------------------|
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月5日 | 審議 |
| ④ 同年10月3日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出の特定に関する経緯として、「各種通信もの」との記載のみでは開示を求める司法行政文書を特定することができなかつたため、本件補正依頼書を送付し、開示を求める文書を特定するよう補正を求めたところ、本件補正書が提出されたが、これによつても、なお開示を求める司法行政文書を特定するに至らなかつたことを説明する。また、最高裁判所事務総長は、苦情申出人が本件開示申出書の記載で特定が可能であることの根拠として示す本件マニュアルの本件記載について、規則、規程等の一定の形式に該当しない文書であつても、例外事由に該当しない限り掲載するということに主眼があり、「各種通信もの」がいかなるものを意味するか、どの文書がこれに該当するのかは、本件記載の主眼ではない旨説明する。

この点について検討すると、「各種通信もの」という記載のみでは、抽象的なものにとどまり、文書の名称や内容等に関する手がかりに乏しく、開示を求める司法行政文書を特定することができないとした最高裁判所の判断が不合理であるとはいえない。また、苦情申出人が本件補正書で示している本件記載について見ても、本件マニュアル上、本件記載の直前に「最高裁から下級裁に宛てて発出した全ての文書を掲載します。」と記載され、そのうち「最高裁から下級裁に宛てて発出した全ての文書」という部分が強調されていることや、「各種通信もの」という記載について何ら定義が示されていないことに照らすと、最高裁判所事務総長が説明するとおり、本件記載の主眼は、規則、規程等の一定の形式に該当しない文書であつても、例外事由に該当しない限り掲載するという点にあると認められる。そして、本件マニュアルの記載から、同マニュアル上の「各種通信もの」という部分が、最高裁判所から下級裁判所に宛て

て発出された文書の中でこれに該当するものがあるという前提で記載されていることは分かるものの、具体的にどのような内容の文書がこれに該当するのかを特定することは困難である。また、本件補正書の記載には、苦情申出人が具体的にどのような名称、内容の文書を求める趣旨であるのか等の、探索の手がかりとなるような事情は記載されていない。

そうであるとすれば、最高裁判所事務総長が、本件開示申出につき、開示を求める司法行政文書を特定することができないとした判断は、相当といえる。

2 これに対し、苦情申出人は、本件マニュアルに特段の説明なく「各種通信もの」という単語が記載されていることからすれば、本件開示申出文書の特定に不備はないなどと主張するが、苦情申出人が指摘する事情が、具体的にどのような内容の文書が「各種通信もの」に該当するのかを特定できることの根拠とはならないことは上記のとおりである。

また、最高裁判所が開示を求める保有個人情報の名称又は文書の具体的な内容を記載するよう補正を求めた際には、「※開示を求める「通信もの」の名称や、あなたが想定している「通信もの」とはどのようなものをいうのかを具体的に記載してください。また、求める「通信もの」が何についてのものなのか、具体的な内容を分かれる範囲でご記入ください。」との付記もされており、探索の手がかりとなる情報がない状況の下での補正の求めとして不相当な点も認められない。

3 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書について開示を求める司法行政文書を特定できなかったと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸雅子

委員川神裕